

議案第 1 4 号

乙訓福祉施設事務組合同規約の変更について

乙訓福祉施設事務組合同規約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

向日市長 久 嶋 務

乙訓福祉施設事務組合理約の一部を変更する規約

乙訓福祉施設事務組合理約（昭和49年10月23日京都府指令
9地第1148号許可）の一部を次のように変更する。

第3条第5号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

〈参 考〉

乙訓福祉施設事務組合規約の一部を変更する規約

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(組合の事務)	(組合の事務)
第3条 組合は、関係市町の次の各号にかかる事務を共同 処理する。	第3条 組合は、関係市町の次の各号にかかる事務を共同 処理する。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく <u>障害支援区分認定審査業務</u> に関す ること。	(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく <u>障害程度区分認定審査業務</u> に関す ること。
(6)及び(7) 略	(6)及び(7) 略